

同性パートナーに 遺族厚生年金を給付する 妥当性

中尾ゼミ（日本女子大学社会福祉学科／中尾友紀教授）

宇都雅 清田こゆき 後町彩芳 多保洸花
寺本花野 沼館蒼彩 横田菜恵 渡辺満帆子

はじめに

- ・ 2024年度から日本女子大学でトランスジェンダー学生の受け入れが開始されることになり、性の多様性を考える機会が増えた。
- ・ そこで同性婚に関心を持ち、同性婚の社会保障を考えてみることにした。

犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求訴訟

同性パートナーを殺害された原告が、遺族給付金の不支給裁定の取り消しを訴えた。

→訴えは棄却された。

この訴訟の争点は、「事実婚の範囲に同性婚が含まれるか否か」であった。

同性パートナーには遺族年金を給付できないのか

1. 海外と日本の遺族年金における給付要件の違い



1. 海外と日本の遺族年金における給付要件の違い

遺族配偶者の要件

	イギリス	スウェーデン	フランス	ドイツ	アメリカ	日本
法律婚	○	○	○	○	○	○
パートナーシップ制度	○	○		○		
事実婚		△※			△※	○

法律婚に同性婚が含まれる

パートナーシップ制度

海外：国レベルで施行
日本：自治体レベルで施行

法律婚に同性婚が含まれない

※事実婚の配偶者にも遺族年金が支給されるが、亡くなった被保険者との間に子がいる等の場合に限られる。

- ・ 海外では法律婚の遺族配偶者に給付している。
- ・ 日本では法律婚および事実婚の遺族配偶者に給付している。

◎日本の特徴は 事実婚の配偶者に遺族年金 を給付していることである。

本研究では、事実婚の配偶者に遺族年金を給付してきた**歴史的背景**を明らかにすることで**遺族年金を同性パートナーに適応する妥当性**を検討する。

研究方法

- 『**社会保険時報**』
厚生省による厚生年金保険法改正の解説
- **帝国議会議事録、国会議事録**
厚生年金保険法改正時の遺族年金対象者の規定に関する議論
- **厚生年金保険法などの法律の条文（法、施行令、施行規則）**
各改正時の具体的な条文
- **同性カップルの生活実態、戸籍上の家族形態**

2. 社会保障が事実婚の 配偶者を対象とした背景

- 2-1 工場法による内縁保護の始まり
- 2-2 厚生年金における遺族年金の対象者

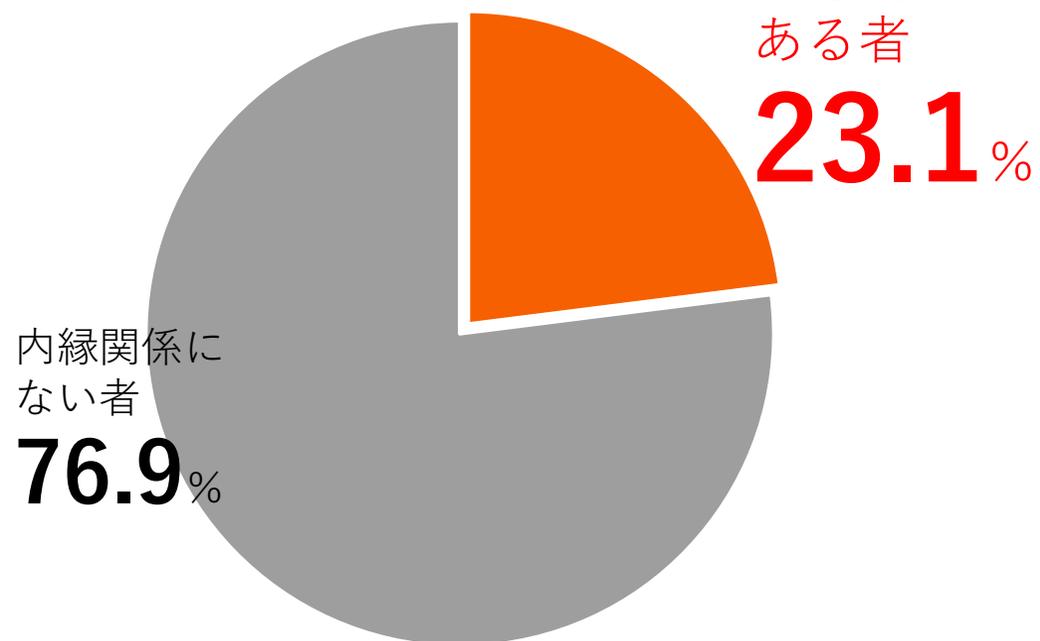


2-1 工場法による内縁保護の始まり

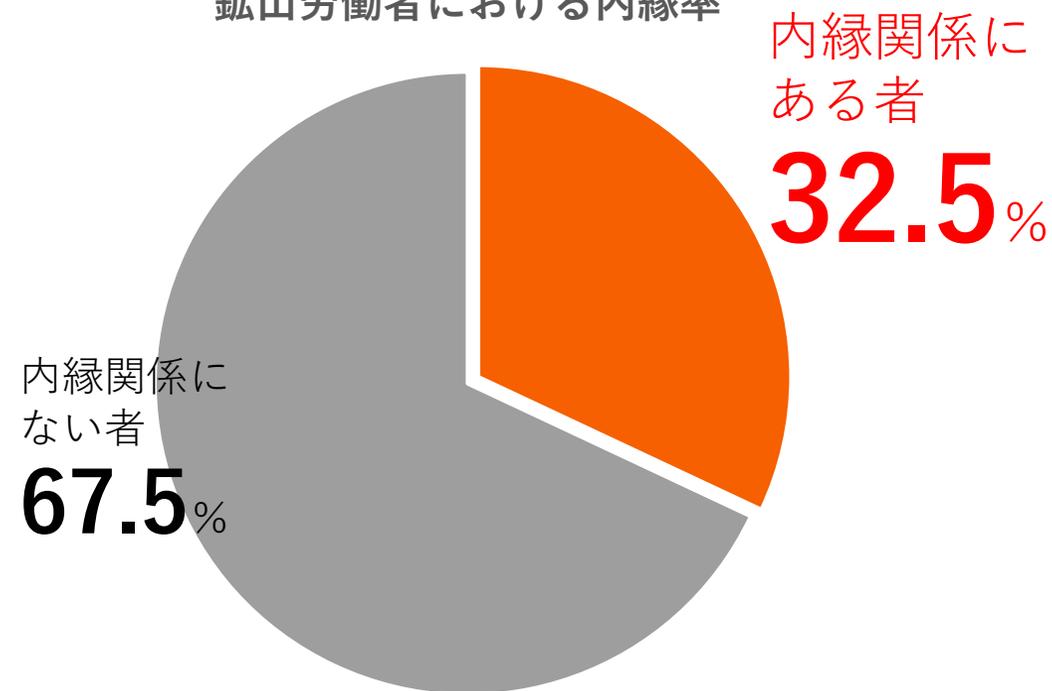
社会局の実態調査によると（1925年4月・5月）

工場・鉱山労働者は、届出への関心が低く、
必然的に内縁関係の配偶者が多数存在した。（二宮1990：4）

工場労働者における内縁率



鉱山労働者における内縁率



工場法における遺族扶助料での内縁保護

工場法施行令制定にあたり、遺族扶助料給付の対象に**内縁の配偶者を含めるか**が議論された。

工場法施行令の原案（1916年5月）

「職工死亡当時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持スル者」と規定し、「生計ヲ維持スル者」の中に内縁の配偶者を含め、給付をしようとした。

枢密院会議で、「同一ノ家ニ在ル」ことが要件として追加され、実現しなかった。

工場法施行令の改正案（1926年5月）

「職工ノ死亡当時之ト内縁ノ夫婦関係ニ在リタル者ニ配偶者に次ぐ順位で内縁の配偶者にも給付しようとした。

枢密院会議で、内縁という言葉は削除されたが、「同一ノ家ニ在ル」もなかったが、初めて内縁の配偶者にも受給が認められた。

内務官僚の尽力で
民法規範を超えて
労働保護政策の観点から
実態に即した生活保障が
実現した

労働者年金保険法施行令第14条

「遺族年金ヲ受クベキ者ノ範囲ハ保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者（届ケ出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者含ム）、子、父、母、孫、祖父又ハ祖母ノウチ、被保険者ノ死亡当時生計維持関係ガアッタ者」

- ◎事実婚の配偶者は**配偶者に準じて**遺族年金を受給できるようになった。
- ◎遺族のうち被保険者と「**生計維持関係にあった者**」が遺族年金を受給できるようになった。

厚生年金保険法施行規則第56条の3（1941年）

「請求者が届ケ出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル配偶者ナルトキハ其ノ事実ヲ認め得ベキ書類」

- ◎事実婚の配偶者の場合は、本人に事実婚である「**事実を認め得べき書類**」を提出させて**生計維持関係があったこと**を確認するようになった。

生計維持要件を法律に加えた理由

① 受給対象者を明らかにするため (参議院1952)

寡婦年金などの設置



受給対象者の範囲拡大

◎ 受給者の**重複や過度な拡大**を防ぐ必要があった。

② 民法の改正に伴い遺族のとらえ方が変化したため (参議院1948)

戸主権などの**家父長的な**家族制度の**廃止**



個人の尊重と**両性の本質的平等**の実現

◎ 同一の戸籍や家の者ではなく、**生活の実態を重視**しようとした。

厚生年金保険法改正（1948年）

寡婦年金、かん夫年金、遺児年金の設置

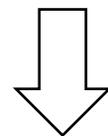
被保険者期間
6か月以上で
受給可能

つまり

◎終戦直後の社会情勢に適応させた。

◎法の施行からすぐに給付が開始されることになった。

事実婚である「**事実ヲ認め得べき書類**」を具体化する必要性が生じた。



厚生年金保険法施行規則第57条（1948年）

- 一.請求者の氏名、生年月日又住所
- 二.被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ氏名及生年月日
- 三.被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ続柄及関係
- 四.遺族年金證書ヲ有スル者ノ氏名
(以下省略)

「遺族」を確認する
書類を明記

3. 生計維持関係があることの 確認方法



配偶者が遺族年金を受け取る要件

- ① 夫婦の共同生活と認められる **事実関係を成立させようとする合意**があること
- ② **生計維持関係**があること
 - ・ **生計同一要件**（亡くなった被保険者と生計を同じくしていたこと）
 - ・ 収入要件（年金請求者の前年の収入が一定の収入を超えていないこと）

法律婚の配偶者が双方の合意と生計同一を確認する方法

【法律婚の場合】

- ① 戸籍
- ② 住民票

戸籍により双方の合意
住民票により生計同一を確認

3. 生計維持関係があることの確認方法

事実婚の配偶者が双方の合意と生計同一を確認する方法

【ケース1】住民票上：世帯同 住所同

- ・住民票（世帯全員）の写し

住民票の夫（未届）または妻（未届）
の記載により
双方の合意と生計同一を確認

【ケース2】住民票上：世帯別 住所同

- ・住民票（世帯全員）の写し
- ・世帯が別である理由書
- ・第三者の証明書又はそれに代わる書類

【ケース3】住民票上：世帯別 住所別 消費生活上の家計同

- ・住民票（世帯全員）の写し
- ・世帯が別である理由書、
- ・第三者の証明書又はそれに代わる書類
- ・同居についての申立書

【ケース2】から【ケース4】では
第三者の証明書又はそれに代わる書類
により双方の同意と生計同一を確認

【ケース4】住民票上：止むを得ない事情により別 その事情が消滅したことで消費生活上の家計同

- ・住民票（世帯全員）の写し
- ・第三者の証明書又はそれに代わる書類
- ・別居の理由書、
- ・経済的援助及び定期的な音信、訪問等の申立書

第三者の証明書に代わる書類（【ケース2】から【ケース4】に記載）

- (1) 健康保険被保険者証の写し
- (2) 給与簿又は賃金台帳等の写し
- (3) 他制度の遺族年金証書等の写し
- (4) 結婚式場等の証明書又は挙式、披露宴等の実施を証する書類
- (5) 葬儀を主催したことを証する書類
- (6) その他内縁関係の事実を証する書類

法に規定された書類でしか
双方の合意と生計同一が
確認されないのではない。

どのような家族形態でも、
請求者自らが提出した書類で**双方の合意と生計同一**が確認される。

4. 同性カップルの家族形態

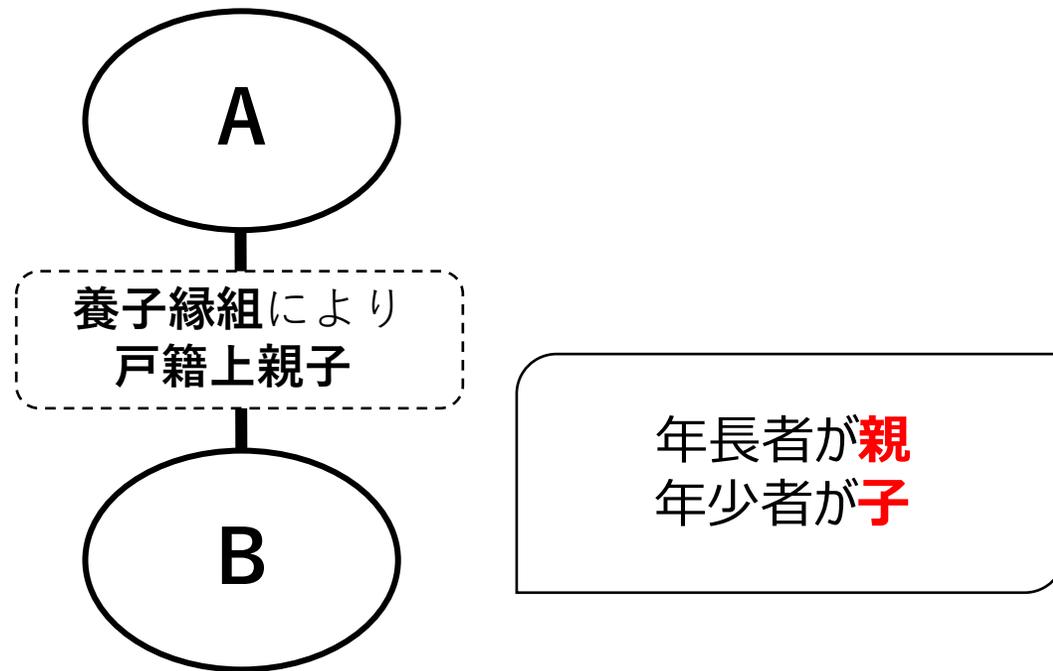
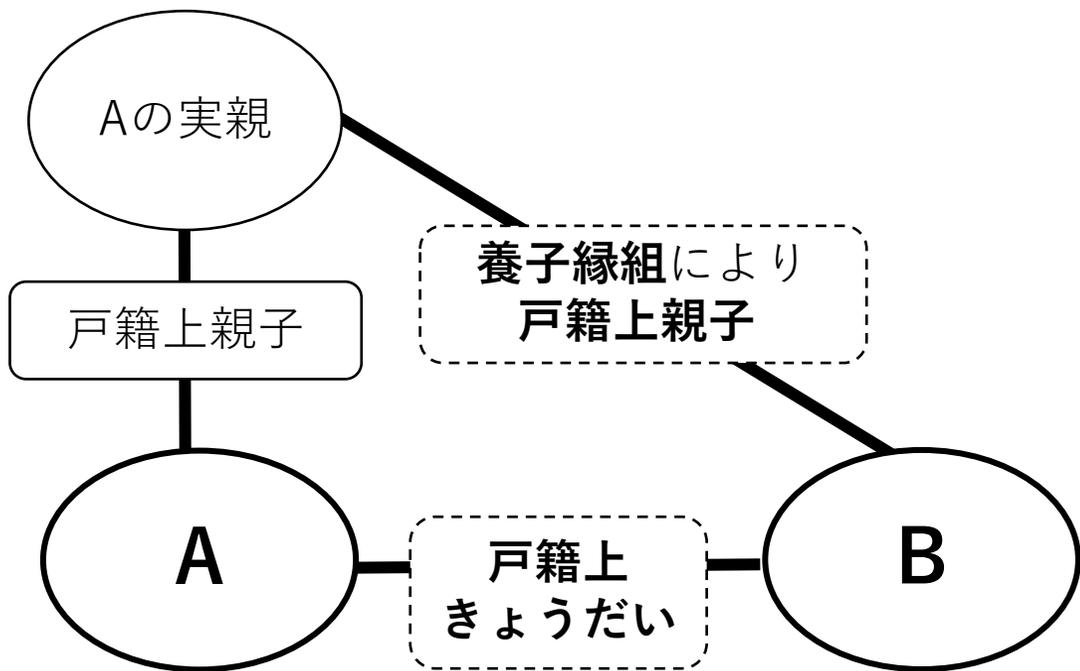


4. 同性カップルの家族形態

① AとBの同性カップルが戸籍上の家族となっている場合

◎片方のパートナーの親ともう片方のパートナーが養子縁組をして同性カップルがきょうだいとなる

◎同性カップル同士が養子縁組をして親子となる

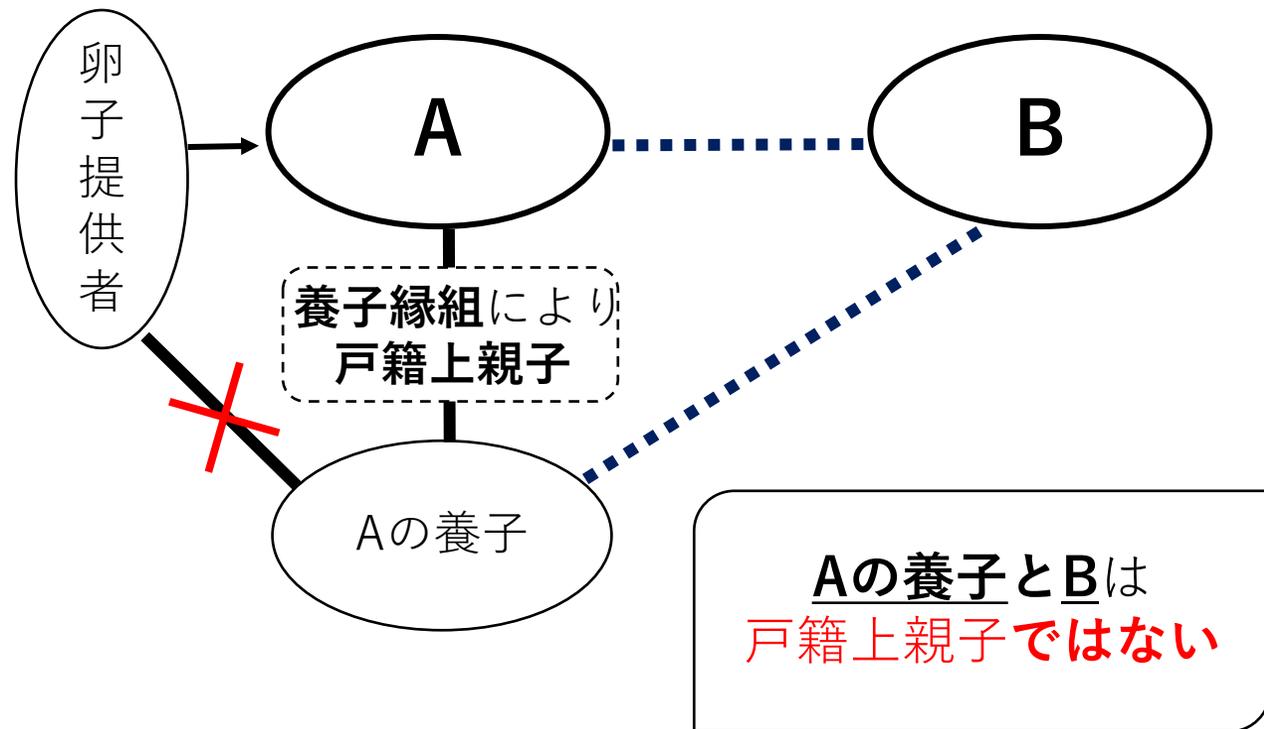
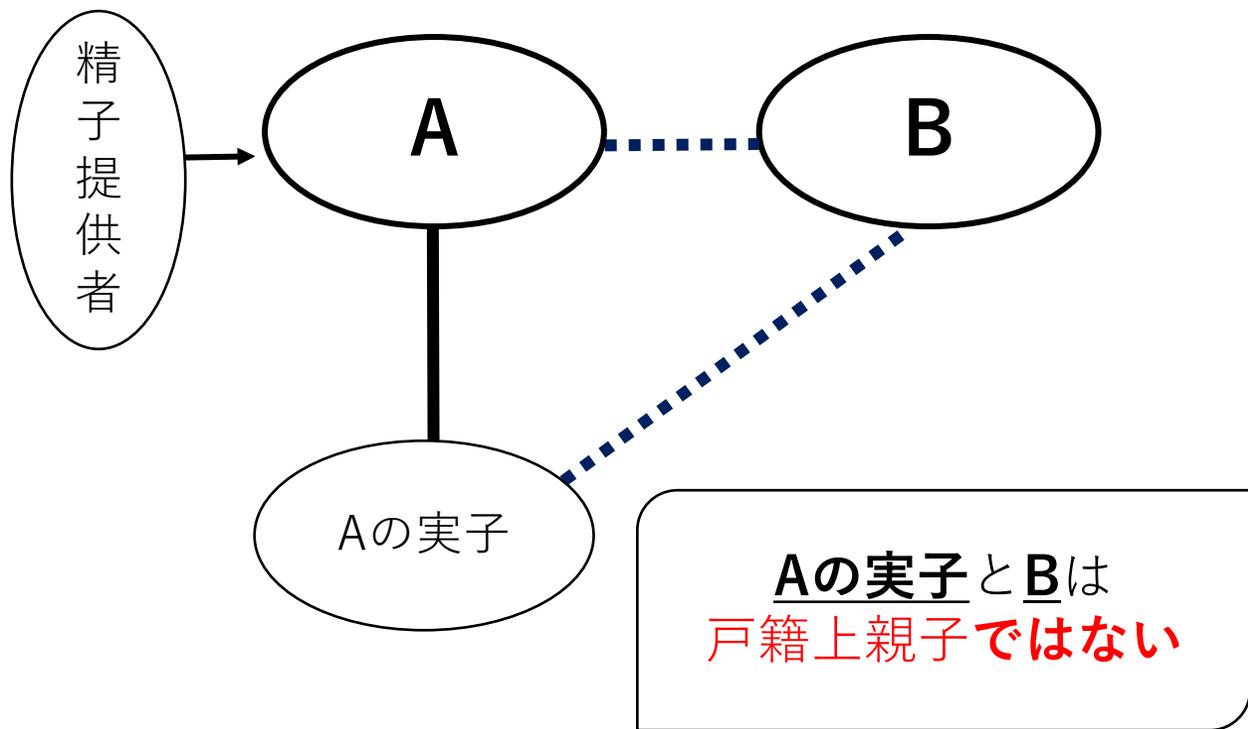


4. 同性カップルの家族形態

② AとBの同性カップルが戸籍上の家族となっていない場合

◎女性同士のカップルに子どもがいる場合

◎男性同士のカップルに子どもがいる場合



5. 分析



① 日本の遺族給付の対象

1926年

- ・工場法では、**民法規範を超えて**事実婚配偶者にも遺族扶助料を給付した。

1941年

- ・厚生年金保険法でも、**民法規範を超えて**法律婚、事実婚、いずれの結婚形態であっても生計維持関係があることを要件として遺族年金を給付した。
- ・厚生年金保険法施行規則では、**生計維持関係があること**の確認のために、請求者本人に事実婚である「事実を認め得べき書類」を提出させた。

◎日本では、歴史から見ると生計維持関係があることを確認することで実態に即した生活保障をしてきた。

同性婚であっても生計維持関係があることを確認できれば給付してもよいのではないか

② 双方の合意と生計維持関係があることの確認方法（事実婚の場合）

配偶者が遺族年金を受け取る要件

- ・ 夫婦の共同生活と認められる 事実関係を成立させようとする合意
- ・ 生計維持関係 = 生計同一要件 + 収入要件

事実婚での双方の合意と生計同一の確認方法

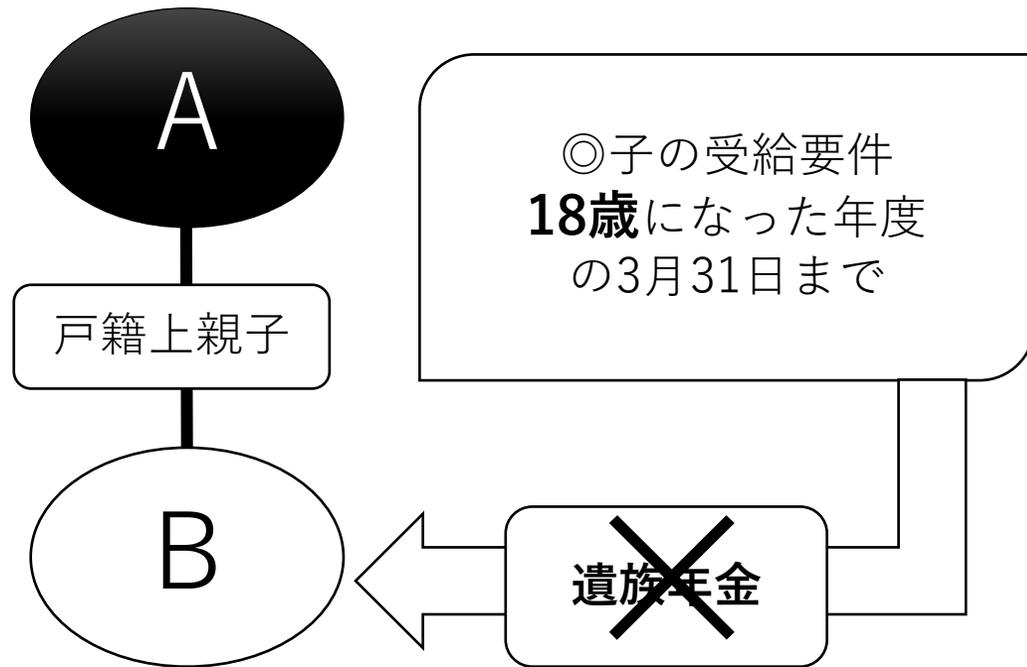
- ・ 住民票による確認
夫（未届）または妻（未届）の記載により、双方の合意と、生計同一を確認される。
※夫（未届）または妻（未届）と記載できない同性婚は住民票で確認できない。
- ・ 住民票で確認できない場合
複数の書類を組み合わせることにより双方の合意と生計同一が確認される。

◎同性カップルでも、複数の書類を組み合わせることにより双方の合意と生計維持関係があることを確認できる。

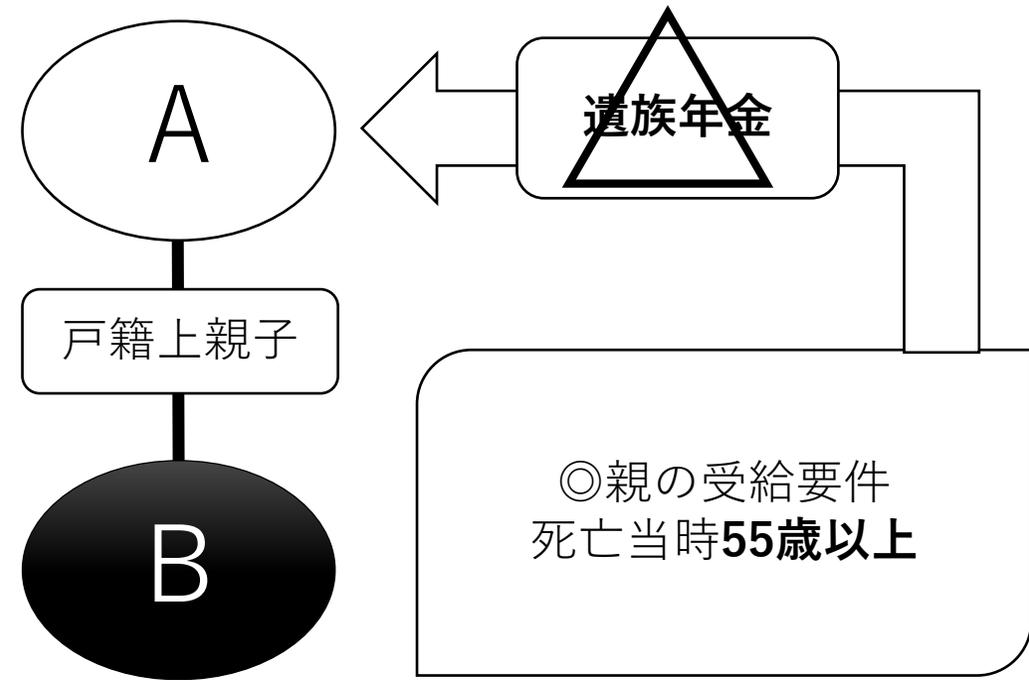
同性パートナーに遺族厚生年金を給付できるのではないか

③-1 家族形態 × 遺族年金の受給対象者の要件（親子の場合）

◎年長者（A）が亡くなった場合



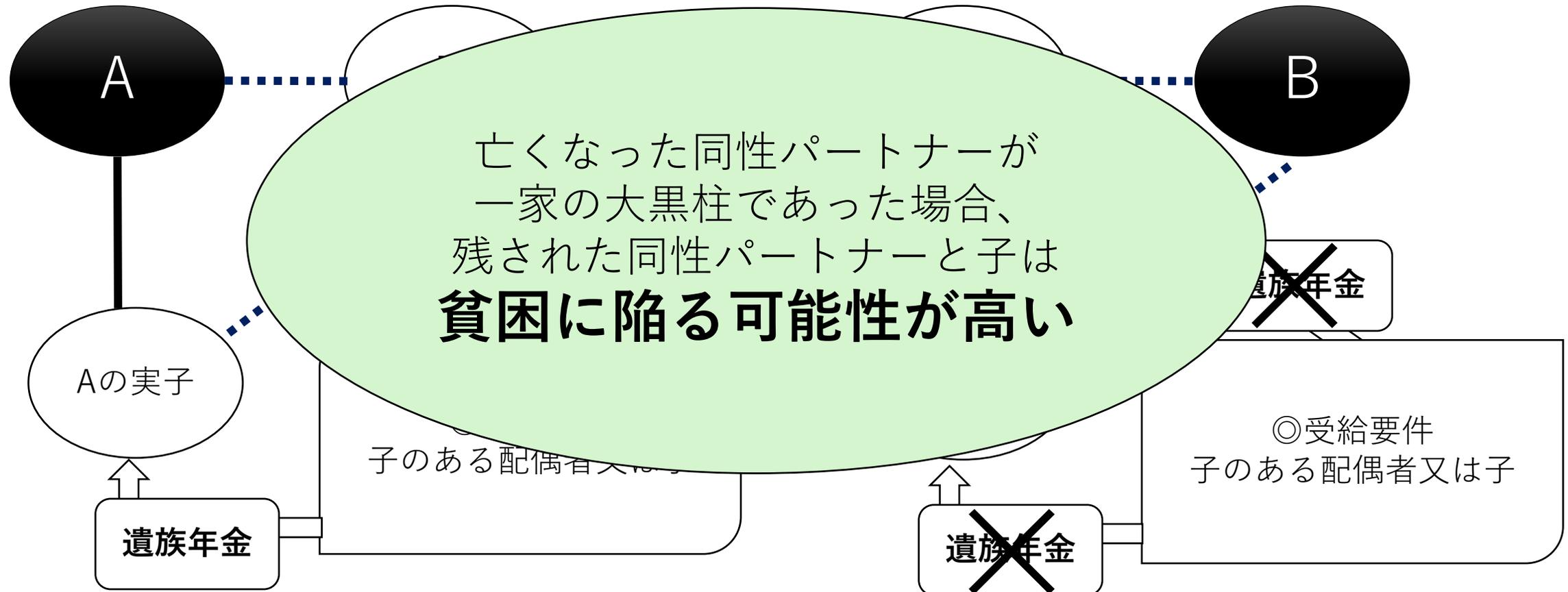
◎年少者（B）が亡くなった場合



③-2 家族形態 × 遺族年金の受給対象者の要件 (子のいる同性カップル場合)

◎子の戸籍上の親が亡くなった場合

◎子と戸籍上の親子ではない親が亡くなった場合



まとめ

日本では、亡くなった被保険者と**生計維持関係があったこと**を確認して、**事実婚の配偶者**に対しても遺族年金を給付している。

同性カップルでも、**生計維持関係があることは確認できる。**



→ **同性パートナーにも遺族年金を給付することは可能である。**

日本では歴史的に、**民法規範を超え、実態に即した社会保障の目的達成**を重視してきた。

同性パートナーは、遺族年金が受給できないと、**貧困に陥る可能性がある。**



→ **同性パートナーにも遺族年金を給付することに妥当性がある。**

おわりに

- 遺族年金は、生活に困難を抱えている人に対して給付できる柔軟な仕組みである。
- 同性パートナーに対して給付が実現していないことは勿体ない。
- 社会保障においても、より多様性が尊重されるようになってほしい。



文献

- 世田谷区（2022）「パートナーの方々等が利用できる行政サービス等のご案内」
（<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/003/002/d00197784.html>,2022.11.17）。
- 二宮周平（1990）『事実婚の現代的課題』日本評論社。
- 内閣（1944）「労働者年金保険法施行令中改正ノ件・御署名原本・昭和十九年・勅令第三六三号」
（<https://www.digital.archives.go.jp/file/4661967>,2022.11.17）。
- 社会保険法規研究会（1948）「改正健康保険厚生年金保険法規集」社会保険法規研究会。
- 参議院（1952）「第二回国会参議院厚生委員会会議議事録第16号」
（<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/101304237X01819520401/104>,2022.11.18）。
- 参議院（1948）「予算委員会会議議事録24号」
（<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/101315261X02419520322/0> 2022.11.17）。
- 厚生労働省年金局（2011）「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」
（https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc1068&dataType=1&pageNo=4,2022,11,17）。
- 日本年金機構（2022）「遺族厚生年金（受給要件・対象者・年金額）」『遺族厚生年金の受給対象者』
（<https://www.nenkin.go.jp/index.html>,2022.11.17）。